

愛知県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る
注意喚起実施要領

平成 31 年 4 月

愛知県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起実施要領

- 第1 この要領は、「愛知県微小粒子状物質（PM_{2.5}）に係る注意喚起実施要綱（以下「要綱」という。）」を実施するため、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 要綱第4第2項に定める区域は別表1のとおりとする。
- 第3 要綱第5に定める発令及び要綱第6に定める解除は、別表2により周知する。
- 第4 注意喚起情報の発令及び解除の連絡系統は別図のとおりとする。
- 第5 注意喚起情報を発令し、かつ影響の程度が大きいと予想される場合は、総務局情報政策課と連携をとり、愛知県公式 Web サイトのトップページの急告欄に微小粒子状物質（PM_{2.5}）危機事案に関する情報を掲載するものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

発 令 区 域 の 区 分

区 域	対 象 市 町 村
尾張区域	名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河区域	岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町
東三河区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

別表2

周 知 事 項

注意喚起情報の発令時

愛知県は○月○日○時○区域に PM_{2.5}に係る注意喚起情報を発令しました。

これは、○区域の大気中における PM_{2.5} の平均濃度が○ $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を記録し、日平均値で 70 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超過するおそれがあると予測されることによるものです。

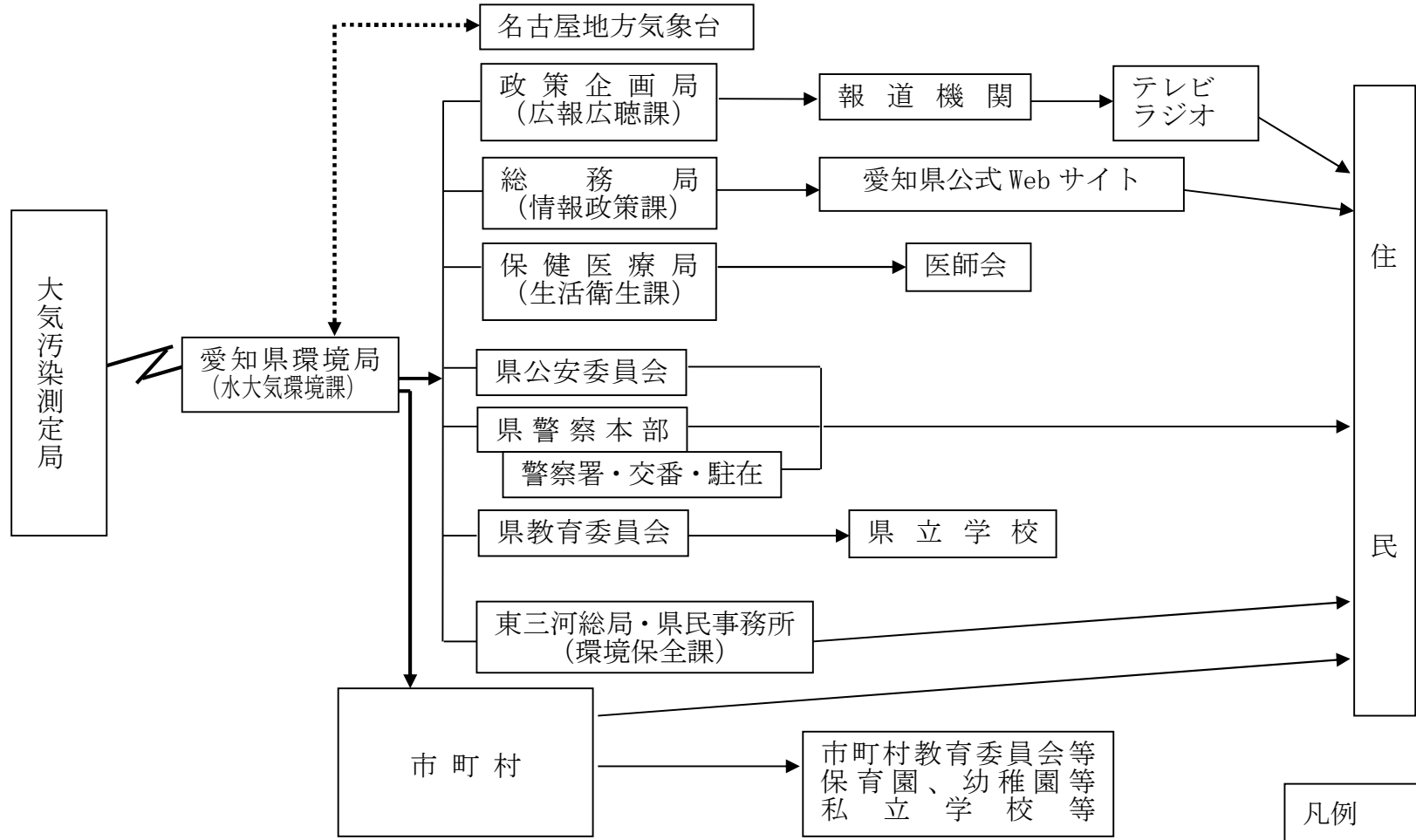
発令区域の住民の方は、外出や屋外で長時間の激しい運動をできるだけ減らす、窓の開閉を減らすなど注意しましょう。外出する場合は、マスクを着用するなどの対策をとるようにしてください。特に、呼吸器系や循環器系に疾患のある方や小さなお子さん、高齢者の方は、体調に応じてより慎重に行動するように心がけてください。




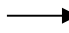
注意喚起情報の解除時

愛知県は、さきに○区域に発令しました PM_{2.5}に係る注意喚起情報を○月○日○時に解除しました。これは PM_{2.5} の平均濃度が 50 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となったことによるものです。

なお、引き続き呼吸器系や循環器系に疾患のある方や小さなお子さん、高齢者の方は、体調に応じてより慎重に行動するように心がけてください。

別図 連絡系統図



- 凡例
-  データ通信
 -  注意喚起情報発令
 -  情報連絡
 -  通知